

霧島市農業次世代人材投資事業の概要

- 霧島市の次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（準備型・拡充（1年以内））及び就農直後の経営確立を支援する資金（経営開始型・拡充（2年以内））を交付。

霧島市農業次世代人材投資事業(準備型・拡充)

霧島市の次世代を担う農業者となることを目指し、市が認める研修機関・先進農家・先進農業法人で就農に向けて必要な技術等を習得するための研修を受ける場合、原則として55歳未満で独立・自営就農する者に対し、市単独事業として年間144万円を最長1年間交付。

準備型・拡充の主な交付要件等

- 1 霧島市に住民票を有すること
- 2 就農予定地が霧島市であること
- 3 独立・自営就農を目指すこと
 - ・研修終了後1年以内に独立・自営就農すること
 - ・最低2年間、独立・自営就農すること
 - ・独立・自営就農後1年以内に認定新規就農者等になること
- 4 国内での1年間の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は、交付期間を1年間延長

霧島市農業次世代人材投資事業(経営開始型・拡充)

霧島市の次世代を担う農業者となることを目指す者の経営確立を支援するため、人・農地プランに位置付けられ、原則として55歳未満で独立・自営就農する認定新規就農者に対し、市単独事業として年間144万円を最長2年間交付。

経営開始型・拡充の主な交付要件等

- 1 霧島市に住民票を有すること
- 2 主な就農地が霧島市であること
- 3 独立・自営就農であること
 - ・農家子弟で、単に親の経営内容をそのまま継承する場合でも可とする
 - ・農地が親族からの貸借が過半である場合、交付期間中に所有権移転すること
 - ・交付終了後、交付期間と同期間以上営農を継続すること
- 4 市町村段階に経営・技術、資金、農地をそれぞれに対応するサポート体制を整備
- 5 交付2年目に経営確立の見込み等について中間評価を行い、支援方針を決定

霧島市農業次世代人材投資事業(準備型・拡充)の資金交付要件

○ 霧島市の次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修を後押しする資金（1年以内）を交付。

1 独立・自営就農予定時の年齢が、原則 55 歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること

2 独立・自営就農を目指すこと

※独立・自営就農後 1年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること又は経営改善計画の認定を受け認定農業者になること

3 研修計画が以下の基準に適合していること

- ① 市が認めた研修機関・先進農家・先進農業法人で概ね1年（概ね1,200時間以上）研修すること
- ② 先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合にあっては、以下の要件を満たすこと
 - a. 先進農家・先進農業法人が、その技術力、経営力等から見て、研修先として適切であること
 - b. 先進農家・先進農業法人の経営主が交付対象者の親族（三親等以内の者）ではないこと
 - c. 先進農家・先進農業法人と過去に雇用契約（短期間のパート、アルバイトは除く。）を締結していないこと

4 常勤の雇用契約を締結していないこと

5 生活保護、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと

6 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること

7 霧島市に住民票を有すること

8 就農予定地が霧島市であること

9 国の事業の交付要件に該当する者は、国の事業を利用すること（市と国の事業を併用または引き続き利用することはできない）

交付対象の特例

国内での 1年の研修に加え、将来の営農ビジョンとの関連性が認められて海外研修を行う場合は交付期間を1年延長する。

資金の返還

1 適切な研修を行っていない場合

※市が、研修計画に則して必要な技能を修得することができないと判断した場合

2 研修終了後※1年以内に原則 55 歳未満で独立・自営就農しなかった場合

※準備型・拡充の研修終了後、更に研修を続ける場合は、その研修終了後。

3 最低2年間、独立・自営就農を継続しない場合

4 独立・自営就農後 1年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合

霧島市農業次世代人材投資事業(経営開始型・拡充)の資金交付要件

○ 霧島市の次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（2年以内）を交付。

1 独立・自営就農時年齢が原則55歳未満の認定新規就農者※1で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること

※1 農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画の認定を受けた者

2 独立・自営就農であること

・自ら作成した青年等就農計画等※2に即して主体的に農業経営を行っている状態を指し、具体的には、以下の要件を満たすもの

※2 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に農業次世代人材投資事業申請添付書類を添付したもの

① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。

（農地が親族からの貸借が過半である場合は、2年間の交付期間中に所有権移転すること）

② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。

③ 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引する。

④ 交付対象者の農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。

3 青年等就農計画等が以下の基準に適合していること

・独立・自営就農5年後には農業（自らの生産に係る農産物を使った関連事業（農家民宿、加工品製造、直接販売、農家レストラン等）も含む。）で生計が成り立つ実現可能な計画であること

4 農家子弟の場合は、親の経営から独立・自営していること

（親の営農類型と同じ場合でも可とする）

5 人・農地プランに位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること

6 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に加入している、または加入することが確実と見込まれること

7 生活保護、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けられない。
また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと

8 原則として青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入すること

9 霧島市に住民票を有すること

10 主な就農地が霧島市であること

11 国の事業の交付要件に該当する者は、国の事業を利用すること
（市と国の事業を併用または引き続き利用することはできない）

交付対象の特例

① 夫婦ともに就農する場合（家族経営協定、経営資源の共有などにより共同経営者であることが明確である場合）は、夫婦合わせて1.5人分を交付する。

② 複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに交付する。

資金の交付停止

- 1 青年等就農計画等を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていないと市が判断した場合
- 2 交付2年目を迎える時点で行われる中間評価において、重点的な指導を実施しても経営の改善が見込みがたいと判断された場合

資金の返還

- 1 農地の過半を親族から貸借している場合において、親族から貸借している農地を2年間の交付期間中に所有権移転しなかった場合
- 2 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、独立・自営就農を継続しなかった場合